

南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場排水処理施設 ネーミングライツ公募要項

1 公募の趣旨

横浜市における廃棄物処理施設の維持管理財源の確保、民間企業団体等へ地域活動及び社会貢献の場を提供することを目的として、「南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場排水処理施設」へのネーミングライツ（命名権）について、スポンサーの公募を行います。

2 公募主体

横浜市資源循環局

3 応募できる者

政治団体・宗教団体、公職にあるものが役員を務める団体及び横浜市広告掲載基準第5条に定める規制業種・事業者を除き、スポンサーになることを希望するものが応募できます。

4 ネーミングライツ対象施設

南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場排水処理施設

所在地：横浜市中区南本牧4番地3

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/saishu/minamihonmoku.html>

5 ネーミングライツ（命名権）の範囲

南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場排水処理施設の愛称として、スポンサーの企業名または商品（ブランド）名を付けることが可能です。

【条件】

- ① 南本牧第5ブロック最終処分場に付随する排水処理施設が対象となります。（処分場全体へのネーミングライツではありません。）
- ② 施設の魅力を高めるようなふさわしい愛称を付けてください。
- ③ 愛称名は表記名で20文字以内（平仮名、カタカナ、漢字、アルファベット、数字等）とします。
- ④ 市は愛称を積極的に使用しますが、市会議案などにおいて必要な場合は、愛称ではなく、正式名「南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場排水処理施設」を使用するものとします。
- ⑤ 利用者の混乱を避けるため、契約期間中の愛称の変更はできません。
- ⑥ 提案された愛称名については、横浜市が設置するネーミングライツ導入検討会（以下、「導入検討会」という。）における検討結果や市民意見募集等を踏まえ、決定します。導入検討会における検討結果や市民意見募集等の結果を踏まえ、申込者に対して愛称名の再提案を求める場合がありますのでご了承ください。

6 スポンサーメリット

	スポンサーメリット	内 容	備 考
1	施設パンフレット・ホームページ等への愛称の標示	施設パンフレットやホームページ等広報ツールにおいて、愛称決定のお知らせや表示・記載の変更をします。	
2	排水処理施設への愛称標示	排水処理施設管理棟の壁面に愛称を標示（他の表示と合わせて1面につき当該面の10分の3以内）することができます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・標示場所、標示方法は資源循環局及び関係部局との協議により決定し、費用はネーミングライツスポンサーの負担とします。 ・正式名の併記をお願いする場合があります。 ・文字色・ロゴ・背景の色は蛍光色、反射性のある色、周辺の景観と調和しないものは不可とします。
3	その他	協議により決定します。	1、2以外のご希望については、施設目的や施設の関係法令等の規定を踏まえ、協議のうえ決定します。

7 契約条件

内 容	条 件	備 考
希望契約金額	年間 50万円以上 (市への納入額・税抜)	<ul style="list-style-type: none"> ・契約料の支払いは年度単位とします。 ・ネーミングライツスポンサーの責により契約が解除された場合の契約料は返還できません。
愛称使用期間	5 年	<ul style="list-style-type: none"> ・契約の満了日は3月 31 日とします。 ・契約終了年以降の契約継続に関しては優先交渉権があります。
愛称使用開始時期	令和8年4月（予定）	
地域貢献の提案	スポンサーとして、施設の魅力向上や地域活性化につながる提案をしてください。	
契約満了後の原状回復	施設に表示する愛称等の原状回復については、ネーミングライツスポンサーが行うこととします。	
その他	優先交渉権者の選定にあたっては、提案いただいた内容に関して、本市から具体的な提案内容や記載の趣旨等を追加で確認させていただくことがあります。	

8 申込方法

別紙1、2に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付（別途郵送可）して、申込先に持参、Eメールまたは郵送のいずれかの方法により提出してください。

【添付書類】

- 登記事項証明書【商業登記簿謄本】
- 会社概要及び直近3か年の決算報告
- 納税証明書【法人税、法人事業税、法人住民税、消費税・地方消費税（直近1年間分）】

9 公募期間

令和7年8月4日（月）午前10時から9月5日（金）午後5時まで
 ※郵送の場合の締め切りは、9月5日（金）の消印有効とします。

10 選定方法

公募期間終了後、導入検討会の内容・結果及び横浜市ネーミングライツ導入に関するガイドラインの趣旨を踏まえ、希望契約金額、愛称案、その他要素を総合的に判断し、優先交渉権者として決定した後、当該施設のネーミングライツの導入について関係者及び市民からの意見聴取を経て、契約条件を協議したうえで契約を締結します。

導入検討会における検討項目及び検討のポイントは、別紙3を参照してください。

※導入までの流れは、「横浜市ネーミングライツ導入に関するガイドライン」を参照してください。
(URL: <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/private-fund/naming-rights/naming-rights.html>)

11 愛称名の使用開始までの流れ

手続きの流れ	スケジュール (予定)
①お申込み	～令和7年9月 5日 (金)
②書類審査	令和7年9月～10月
③導入検討会による検討	
④優先交渉権者の選定	
⑤関係者及び市民への意見聴取	令和7年11～12月
⑥導入検討会による検討	令和7年12月～令和8年1月
⑦契約相手方の決定及び契約締結	令和8年2月～令和8年3月
⑧愛称の周知期間	令和8年3月
⑨愛称の使用開始	令和8年4月

12 お申込み・お問合せ先

【申込書提出先、申込条件・方法に関する問合せ】

〒231-0005

横浜市中区本町6-50-10

横浜市資源循環局適正処理計画部施設課 石井、千頭和

T E L : 045-671-2560

F A X : 045-664-9490

E-mail : sj-shisetsu@city.yokohama.lg.jp

(参考) 南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場排水処理施設 施設概要

海面処分場内では、廃棄物の埋立てや降雨の影響により内水の水位が上昇するため、場外へあふれ出ないように適切に排水することが必要です。

排水処理施設では、この内水を浄化処理することで、周辺海域への環境負荷を軽減し、海洋汚染の防止に貢献しています。



年 月 日

横浜市長

団 体 名 :
所 在 地 :
代表者職氏名 :

別紙のとおり「南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場排水処理施設」へのネーミングライツ
について応募します。

(連絡先)
団体名 :
所在地 :
担当者氏名 :
電話番号 :
e-mail :

別紙 2

1 応募する団体等	名称： 代表者名： 所在地： (登録簿上の本店所在地)
2 応募趣旨	
3 愛称案 (フリガナ)	
(英文名)	
4 応募の対価 (年額・税抜き)	
5 施設の魅力向上や、地域貢献・地域活性化につながる提案	
6 希望するスポンサーメリット (5の実施に必要なものも含む)	
7 その他	

横浜市が市税納付状況調査等必要な調査を行うことに同意します。

申込の際には、下記の書類を添付してください (別途郵送可)。

<p>【添付書類】</p> <p><input type="checkbox"/> 登記事項証明書【商業登記簿謄本】</p> <p><input type="checkbox"/> 会社概要及び直近3か年の決算報告</p> <p><input type="checkbox"/> 納税証明書【法人税、法人事業税、法人住民税、消費税・地方消費税 (直近1年間分)】</p>
--

検討項目及び検討のポイント

- ① 応募団体
【ポイント】
 - ・応募資格にあてはまるか
 - ・経営は健全か など
- ② 応募の趣旨
【ポイント】
 - ・本市のネーミングライツの目的に沿っているか など
- ③ 愛称案（英文表記含む）
【ポイント】
 - ・市民にとって親しみやすいか、分かりやすいか
 - ・施設等の管理運営に支障が生じないか など
- ④ ネーミングライツ応募の対価
【ポイント】
 - ・提案金額
- ⑤ 施設の魅力向上、地域貢献・地域活性化につながる提案
【ポイント】
 - ・導入施設等にふさわしい内容か
 - ・実現可能な内容か
 - ・市等の関係機関が対応可能な内容か など
- ⑥ スポンサーメリットに関すること
【ポイント】
 - ・施設の設置目的や関連法令等に適合する内容か など
- ⑦ 市民および関係者からの意見聴取の結果
- ⑧ その他、検討において必要な事項